

要綱第10号

河津町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の新たな財源を確保するとともに、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の資産に民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる町の資産（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町のホームページ
- (2) その他広告媒体として活用できる資産で町長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は社会問題等についての主義主張に係るもの
- (4) 個人又は法人の名刺広告
- (5) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載の希望が競合した場合における広告掲載の順位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するものの広告
- (2) 町内に事業所を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。